

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つばさ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び実費弁償について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (報酬)

第3条 報酬は、当法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。なお支給方法についてはその都度、現金支給するものとする。

2 当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員及び評議員等には支給しない。

### (理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

3 役員が理事会及び評議員会その他の定例会議に出席したときは、次の表に基づき支払う。

但し、【同日の各会議に出席となった場合については主となる会議の金額（ ）内を適用する。】

名称	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事長	4,000円（5,000円）	1,000円
理事・監事	3,000円（4,000円）	1,000円

4 評議員が評議員会及びその他定例会議に出席したときは、次の表に基づき支払う。

但し、【同日の各会議に出席となった場合については主となる会議の金額（ ）内を適用する。】

名称	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会	2,000円（3,000円）	1,000円

5 評議員選任・解任委員会に選出された者が、評議員選任・解任委員会及びその他定例会議に出席したときは、次の表に基づき支払う。但し役員が評議員選任・解任委員会に出席した場合はこちらの報酬を適応する。但し、【同日の各会議に出席となった場合については主となる会議の金額（ ）内を適用する。】

名称	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会評議員選任・解任委員会	2,000円（3,000円）	1,000円

### (役員及び評議員及び評議員選任・解任委員会の勤務報酬等)

第4条 役員が理事会または理事長の命を受けて、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）の運営業務等に従事した時は、別表1により各年度の総額が400,000円を超え

ない範囲で報酬を支払う。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払う。

2 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、定款第8条に基づき、別表1により報酬を支払う。

### (日帰り出張範囲)

第5条 日帰り出張とは、法人本部を出発して通常の勤務時間帯で、日帰り往復できる地域への出張をいう。

2 日帰り出張の地域はおおむね片道200km以内を目安とする。

3 前号以遠の出張でも、航空機、新幹線、自動車(自家用車)などを利用して無理なく日帰りが可能であると断定できる場合は日帰り出張の取り扱いとする。

但し、翌日の午前受付の出張については、宿泊出張とする場合もある。

### (旅費・日当)

第6条 日帰り出張の場合は、交通費実費を支給し、費用弁償費は次による。

① 片道 60km 以上 1,000 円

(目安：白浜町、三重県熊野市)

② 片道 150km 以上 2,000 円

(目安：和歌山市、三重県大紀町)

③ 片道 200km 以上 3,000 円

(目安：大阪府堺市、三重県亀山市)

但し、60km以下についての日帰り出張については日当を支払わないこととする。

### (宿泊出張の取り扱い)

第7条 日帰り出張の地域であっても、山間僻地であるか、あるいは交通機関が十分でないなどのため、日帰りが困難な場合、もしくは業務上の都合で宿泊を要する場合は、宿泊出張の取り扱いとする。

### (宿泊出張旅費)

第8条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給する。

旅 費	宿泊費(1泊)	日 当(1日)	そ の 他
実 費	11,000円	4,000円	実 費 額

2 その他業務遂行に必要な経費等を、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 出張費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、

出張終了後精算することができる。

5 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず1回につき1,000円とする。

(重複防止)

第9条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

(会計処理の方法)

第10条 勘定科目は本部会計、役員報酬とし、所定の税率による源泉所得税控除を行う。

(変更)

第11条 この規程の変更は、理事会の承認を経て評議員会の決議を経なければならない。

付 則

(施行)

第12条 この規程は 平成29年3月16日全部改正、平成29年6月8日から適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	1,500 円/1 時間	1,000 円	日額上限 10,000 円
理事及び監事監査指導報酬等(日額)	1,000 円/1 時間	1,000 円	日額上限 8,000 円
評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	1,000 円/1 時間	1,000 円	日額上限 8,000 円